日本人学部生
(新制度)

令和５年１月20日現在

令和５年度前学期

高等教育の修学支援新制度における授業料免除申請要項

【私費外国人留学生**以外**の**学部生**（令和４年度以前入学者）　対象】

―はじめに―

◆公平・公正を期するため、授業料免除・徴収猶予の申請期限は厳守ください。**いかなる理由があっても、申請期限後の申請は一切受け付けません。**

◆授業料免除の申請は、**学期ごとの申請が必要**です。前年度後学期分の減免が本制度にて決定していた場合でも、必ず前学期分授業料免除の継続申請をしてください。

◆授業料免除等申請後に不備、不足書類があった場合、書類の再提出を依頼することがあります。**大学の指定する再提出期限を厳守してください。**

◆授業料免除等申請の申請者は学生本人です。本学を卒業後、就労の場や生活の場では様々な手続きを自ら行うことが求められます。皆さんの自立性を促すため、本授業料免除等申請はご自身で行ってください。保護者等、学生の皆さん以外の人による提出、質問、お問い合わせは原則としてご遠慮いただきますよう、よろしくお願いします。

－　目　次　－

（１）制度の概要　・・・２

（２）申請区分　・・・２

（３）申請資格・選考基準　・・・３

（４）申請手続　・・・８

（５）選考結果の通知・授業料の納入　・・・10

（６）免除の取消　・・・10

（７）その他　・・・10

Web 入力手引き

＜問合せ先・提出先＞
〒606-8585
京都市左京区松ヶ崎橋上町１番地
京都工芸繊維大学　学生支援・社会連携課経済支援係
TEL 075（724）7143/7150（土日及び祝日を除く 8:30～17:00）
E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

※授業料免除等申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。上記からの連絡には応答するようにしてください。

（１）制度の概要

高等教育の修学支援新制度（以降：修学支援新制度）

授業料減免と日本学生支援機構による給付型奨学金がセットになった新制度です。日本学生支援機構給付奨学金の判定に基づき、授業料の「全額」、「3 分の 2」又は「3 分の 1」が免除され、併せて給付型奨学金が支給されます。

学業基準、家計基準等の**要件を満たす人全員について、授業料が減免され、給付奨学金が支給されます。**

※修学支援新制度については下記の日本学生支援機構の HP もご確認ください。

・新制度の申込資格・選考基準… https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html

・支援区分の確認（進学資金シミュレーター）… https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

※本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が調整されます。貸与上限額の詳細は下記の日本学生支援機構の HP をご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html

（２）申請区分

A. 今回はじめて修学支援新制度の申請を行う人（これまでに修学支援新制度に申請し、基準を満たさず不採用となった人を含む）

令和 5 年度前学期から新たに修学支援新制度の支援を受けることを希望する場合、給付奨学金と授業料免除それぞれにおいて申請が必要です。正当な理由なく**給付奨学金の申請を行わない場合、授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱います。**

Step1　授業料免除申請　→　毎年学期ごとに申請　**※今回の手続き**

↓

Step2　給付奨学金申請　→　４月実施予定。詳細は、決定次第学生情報ポータル掲載予定。

↓

修学支援新制度新規申請完了！

B. すでに修学支援新制度の対象者として採用されている人

令和 5 年度前学期も継続して修学支援新制度の支援を受けるためには、授業料免除と給付奨学金のそれぞれにおいて継続手続きが必要です。

Step1　給付奨学金**継続**申請　→　毎年 12 月～1 月実施　※受付は終了しました。

↓

Step2　授業料免除**継続**申請　→　毎年学期ごとに申請。**※今回の手続き**

↓

修学支援新制度継続申請完了！

※継続申請を行わない場合、支援が停止されます。

A に該当する場合　→　3 ページ　「(3) 申請資格・選考基準」　へすすむ

B に該当する場合　→　9 ページ　「(5) 申請手続」　へすすむ

（３）申請資格・選考基準

A. 今回はじめて修学支援新制度の申請を行う人（これまでに修学支援新制度に申請し、基準を満たさず不採用となった人を含む）

申請要件

令和５年度に学部に在籍する学生のうち、下記（１）、（２）のいずれも満たす人。

（１）大学への入学時期等に関する資格

✧ ３年次編入学生**以外**の人

・高校等を卒業した翌年度末から２年の間に大学へ入学した人

例）○　令和３年３月高校卒業→令和５年４月に本学へ入学

×　令和２年３月高校卒業→令和５年４月に本学へ入学

・高卒認定試験受験資格を有した年度（16 歳となる年度）から５年を経過しない間に高卒認定試験に合格し、合格後２年の間に大学へ入学した人

・個別の入学資格審査を経て大学へ入学を認められた場合、入学時の年齢が 20 歳以下の人

✧ ３年次編入学生

・高校等（＊）を卒業した翌年度末から２年の間に、本学に編入学する前に在学していた学校へ入学し、その後卒業又は修了してから、本学へ１年以内に編入学した人

（＊高等専門学校の場合、第１学年から第３学年までを指す。）

例）○ 平成 31 年３月高校卒業→令和３年４月にＡ大学へ入学し、令和５年３月に２年次修了→令和５年４月に本学へ編入学

× 平成 30 年３月高校卒業→令和２年４月にＡ大学へ入学し、令和４年３月に２年次修了→令和５年４月に本学へ編入学

（２）国籍・在留資格に関する資格

以下のいずれかに該当する人（外国人留学生は対象外）

・日本国籍を有する人

・法定特別永住者

・在留資格が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人

・在留資格が、「定住者」で、日本に永住する意思がある人

ただし、次のいずれかに該当する人については、選考の対象となりません。

・令和４年度後学期分の授業料を滞納している人

・申請書類の提出後、大学から別途追加書類の提出を求められたが、指定された期日までに提出しなかった人（日本学生支援機構給付奨学金の申請を行わなかった人を含む）

・在籍期間（休学期間を除く）が最短修業年限を超えている人

・過去に本学において停学（３ヶ月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けた人

・過去に本学で入学料又は授業料が減免され、偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明し、免除が取り消された人

・過去に本学で授業料が減免され、著しい学業不振により免除が取り消された人

家計基準

申請者とその**生計維持者（注）**について、下記の＜収入基準＞、＜資産基準＞のいずれも満たすこと。

（注）「生計維持者」の考え方について

父母がいる場合は、原則として**父母（2 名）**が「生計維持者」となります。
その他の主な事例における生計維持者の考え方は以下のとおりです。

主な事例	生計維持者
父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合(「離婚等」には、離婚調停中、DV による別居中、又は未婚の場合なども含みます。)	父又は母（1 名）
申請者が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合	父母（2 名）
離婚（又は死別）した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、申請者と再婚相手が同一生計の場合（養子縁組の有無は問いません）	父又は母とその再婚相手（2 名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができず、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合	父母以外の主たる支援者（1 名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合	申請者（1 名）
社会的養護を必要とし、18 歳となるまで児童養護施設等に入所している（いた）場合	申請者（1 名）

生計維持者の考え方については下記 HP もご参考ください。
〇日本学生支援機構 HP「生計維持者について」
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html

＜収入基準＞

申請者及び生計維持者について、以下の基準を満たすこと。

区分	収入基準	授業料減免額
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の市町村民税所得割が**非課税**（※1）	全額免除
第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の「支給額算定基準額」（※2）の合計が **100 円以上 25,600 円未満**	2 /3 免除
第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の「支給額算定基準額」（※2）の合計が **25,600 円以上 51,300 円未満**	1/3 免除

（※1）令和 3 年 1 月から 12 月の収入に基づく課税情報により算出されます。
（※2）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、現在非課税であっても区分に該当しない場合があります。
（※3）**支給額算定基準額[(a)]＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）[(b)]（100 円未満切り捨て）**
(a) 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が 0 円となります。
(b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額＋調整額）に 4 分の 3 を乗じた額となります。

―収入基準の確認方法―
〈方法 1〉日本学生支援機構のシミュレーションサイトを利用する。
https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/（シミュレーション結果はあくまで目安です。）
〈方法 2〉市区町村で「課税標準額」「調整控除額」「税額調整額」が記載された課税証明書を取得し、自身で支給額算定標準額を算出して確認する。（支給額算定基準額を算出するための「課税標準額」「調整控除額」「税額調整額」は、課税証明書や所得証明書に必ず記載されているものではありません。証明書発行の際、記載を依頼してください。）

◆海外居住者等の所得判定について

生計維持者が海外に居住している場合等、日本国内で住民税が課税されていない場合は、生計維持者の所得証明書類等により判定します。

◆家計急変者の所得判定について

下記の（A）～（D）のいずれかの事由より家計が急変し、収入が減少した場合、家計急変者の収入状況が申請時における最新の住民税情報に反映されないため、当該家計急変した生計維持者については、申請時における収入から推算した年間所得額により判定します。

（A）生計維持者が死亡
（B）生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合
（C）生計維持者が失職した場合（非自発的失業*に限る。）
（＊非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コードのいずれかに該当する場合をいう。雇用保険非加入の生計維持者（会社経営者等）の失職は該当しません。）

離職理由	コード
解雇（3 年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）	1A (11)
天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇	1B (12)
雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1 年未満)を 3 年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）	2A (21)
倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職	2B (22)
期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）	2C (23)
事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職	3A (31)
事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	3B (32)
正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヵ月以上）	3C (33)
正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヵ月未満）	3D (34)

（D）生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当
ⅰ）上記（A）～（C）のいずれかに該当
ⅱ）被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※家計急変者として申請する場合、家計急変の事由が発生したときから３か月以内（新入生の場合は、進学後３か月以内）に申し込む必要があります。家計急変事由発生より３か月を経過している場合は、通常の申請となります。

※新型コロナウィルス感染症の影響等により家計が急変した場合は、上記（D）に類するものとして取扱うこととします。また、本要項による授業料免除は、別に募集する、「新型コロナウィルス感染症の影響により家計急変した学生に対する授業料免除制度」と併願が可能です。併願した場合、多い方の減免額が適用されますので、要件を満たす場合は、併願申請することをお勧めします。（令和 5 年度の本授業料免除は予算成立が未定のため掲載しておりません。予算が成立し実施する場合は、学生情報ポータルにてお知らせします。）
(詳細は https://www.kit.ac.jp/covid-19_summary/covid-19_keizaisien/kyuhenmenjo/)

＜資産基準＞

申請者と生計維持者（2 人）の資産額（※）の合計が **2,000 万円未満**（生計維持者が 1 人のときは **1,250 万円未満**）であること

※**資産**：現金や預貯金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、有価証券）の合計額。土地等の不動産は含みません。なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

学業基準

◆令和 5 年度申請に係る学業基準（前学期分・後学期分共通）

令和 4 年度末の成績において、以下に該当する場合、学業基準を満たしていると判断します。

◎令和 4 年度以前入学生

次の１）、2）のいずれかに該当する場合。

ただし、修業年限で卒業できないことが確定している人、又は履修科目の授業への出席率が 5 割以下の人は、選考対象となりません。（休学歴のある人は、実質相当年次に在籍するとみなします。）

１）所属課程内における GPA（累積）順位が上位 1/2 の範囲に属し、かつ、修得した単位数等が下表の条件を満たすこと

令和 4 年度末年次	単位数等
1 年次	17 単位以上
2 年次	33 単位以上
3 年次	卒業研究の履修を認められていること

２）修得した単位数等が下表の条件を満たしており、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

令和 4 年度末年次	単位数
1 年次	34 単位以上
2 年次	67 単位以上
3 年次	卒業研究の履修を認められていること

◆（参考）令和６年度申請に係る学業基準

令和５年度の申請状況により、学業基準が異なります。

① 令和５年度に修学支援新制度の対象者として採用された人

学年末の学業成績が、下表「廃止」区分の学業成績の基準のいずれかに該当する場合、翌年年度以降、選考対象となりません。

また、学年末の学業成績が下表「警告」区分の学業成績の基準のいずれかに連続して該当する場合も、その翌年度以降、選考対象となりません。（休学歴のある人は、実質相当年次に在籍するとみなします。）

（例：令和４年度末の出席率が８割以下（警告１回目）

令和５年度末の GPA 順位が下位 1/4（警告２回目）→令和６年度以降、授業料減免の対象外）

<table>
<tr><th>区分</th><th>学業成績の基準</th></tr>
<tr><td>廃止</td><td>・３年次学年末時点で卒研未着手など、修業年限で卒業できないことが確定した場合
・修得した単位数の合計が下表以下であること
<table>
<tr><th></th><th>単位数</th></tr>
<tr><td>１年次　学年末時点</td><td>17 単位</td></tr>
<tr><td>２年次　学年末時点</td><td>33 単位</td></tr>
</table>
・履修科目の授業への出席率が５割以下であること
・次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること</td></tr>
<tr><td>警告</td><td>・修得した単位数の合計が下表以下であること
<table>
<tr><th></th><th>単位数</th></tr>
<tr><td>１年次　学年末時点</td><td>20 単位</td></tr>
<tr><td>２年次　学年末時点</td><td>40 単位</td></tr>
</table>
・所属課程内における GPA 順位（単年度）が下位 1/4 の範囲に属すること
・履修科目の授業への出席率が８割以下であること</td></tr>
</table>

② 令和５年度に修学支援新制度の対象者として採用されなかった人（申請しなかった人を含む）

６ページ「◆令和５年度申請に係る学業基準（前学期分・後学期分共通）」の学業基準に同じ

（4）申請手続

申請には、**「1.Web 入力」**と**「2.申請書類提出」**の両方が必要です。必ずそれぞれの申請期間内に Web 入力と申請書類提出を完了してください。事情にかかわらず期間後は申請できません。

＜申請の流れ・期限＞

以下のとおり、期限までに Web 入力と申請書類提出を完了してください。

申請の流れ		入力期間・書類提出期間
1.web 入力	下記＜Web 入力＞を参照	3 月 1 日（水）9：00～ 3 月 29 日（水）**17：00(日本時間)【厳守】** （土日祝日入力可）
2.申請書類提出	学生支援・社会連携課事務室前の書類提出 BOX へ投函又は郵送 ※提出 BOX の投函可能時間は平日 8：30 から 17：00 まで ※郵送の場合、申請期間最終日 17 時必着	3 月 1 日（水）～3 月 31 日（金） 各日　8：30～**17：00(日本時間)【厳守】** （土日祝日を除く）

1.Web 入力

本要項の最終ページ以後の Web 入力手引きを参照のうえ情報を入力してください。Web 入力画面には学務課 HP（マイページ）からアクセスしてください。（ https://portal.student.kit.ac.jp/ead/ ）

注意事項

・申請者側の PC・ネットワーク環境の不備により Web 入力が完了しなかった場合の責任は一切負えませんので、余裕をもって Web 入力を完了させてください。
・Web 入力期限は令和 5 年 3 月 29 日（水）17：00（日本時間）です。たとえ登録中でも締切時刻になれば申請システムは終了し、以後は登録できません。
・Web 入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）は Web から内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、令和 5 年 4 月 7 日（金）17：00 までに学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

2.申請書類提出

Web 入力完了後、下記書類をダウンロードし、A4 サイズで印刷してください。

A：今回はじめて修学支援新制度の申請を行う人（これまでに修学支援新制度に申請し、基準を満たさず不採用となった人を含む）
B：すでに修学支援新制度の対象者として採用されている人

申請区分		申請書類	様式
A	B		
○		大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	A 様式 1
	○	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の**継続**に関する申請書	A 様式 2
○		学修計画書	

注意事項

・web 入力のみでは申請は完了しません。必ず申請書類一式を提出してください。
・提出 BOX に投函する場合、任意の封筒に申請書類一式を封入し、投函してください。提出 BOX の投函可能時間は、申請期間中の平日の 8 時 30 分から 17 時までです。
・郵送により提出する場合は、必ず書留等追跡可能な形式で提出してください。追跡可能な形式以外で提出した場合、書類の未着・紛失等について、大学は一切責任を負いません。また、申請期間最終日の 17 時以降に届いた書類は受け付けられません。

＜申請にあたっての注意事項＞

・申請書類受領後、大学から申請書及び証明書類に記載された事項（収入の内容、家族構成等）について質問・確認することがありますので、学生は、家庭の状況を説明できるように準備しておいてください。
・申請期間は厳格に取り扱います。必ず期間内に入力・提出してください。
・申請書類提出後に、申請理由等を明らかにするために照会や追加書類の提出を指示することがありますので、連絡を受けた場合は速やかに対応してください。

申請要項の配付

申請要項は学生情報ポータル及び本学ホームページから各自でプリントアウトするか、学生支援・社会連携課事務室前にも配架しますので、ご希望の方法で入手してください。

○学生情報ポータル（ https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/）
○本学ホームページ＞学生生活＞生活支援＞入学料および授業料免除・徴収猶予
（https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/）

（５）選考結果の通知・授業料の納入

＜選考結果の通知＞

・通知予定日

７月下旬

注）結果通知時期は現時点での予定です。確定次第、学生情報ポータルで結果通知日をお知らせします。

・通知方法

学務課 HP からダウンロード

①結果通知期間中に学務課 HP（https://portal.student.kit.ac.jp/ead/）＞「マイページ」＞「各種申請」の「入学料・授業料免除等申請」＞「免除等結果通知」の詳細確認からダウンロードしてください。

②①に加えて、免除判定結果が不許可又は一部免除の人は、上記ページの「授業料の納付方法の通知出力」から、納付方法についての通知をダウンロードし、納付額や納付期限を確認してください。（ただし、複数の免除制度に申請した方で、ひとつでも判定結果が未確定の制度がある場合は、すべての結果が確定するまで授業料の徴収は猶予されるため、納付方法についての通知は出力されません。）

＜授業料の納入＞

・授業料免除申請結果が不許可となった人又は一部免除となった人は、授業料の全部又は一部を大学が指定する期日までに納入しなくてはいけません。口座振替利用者は、所定の日に授業料が引き落とされます。口座振替を利用していない人は、学生支援・社会連携課経済支援係まで振込用紙を受け取りに来てください。

・授業料免除を申請した人は、選考結果の通知があるまでは、授業料の徴収が猶予されます。本学から納入依頼の文書が届いても、授業料を納入しないでください。口座振替利用者は、判定結果が出るまでの間、引き落としは停止されます。

（６）免除の取消

下記のいずれかに該当する場合は、免除の決定後でも許可を取り消します。許可を取り消された場合、減免された授業料（最大１年分）の全額を大学が指定する期日までに納入しなければいけません。

・偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明したとき

・学業成績が著しく不良となったと認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないと認められるとき

・退学又は停学（３ヵ月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けたとき

（７）その他

・休学中は高等教育の修学支援新制度による授業料減免の効力が停止しますので、学期途中に休学した場合、当該休学期間に係る授業料の納入が必要な場合があります。

・授業料減免に関する各種情報は、学生情報ポータルに掲載しますので、定期的に確認するようにしてください。（学生情報ポータル　https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/）

・授業料減免申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡をすることがあります。手続き上の不利益を被ることのないよう、学生支援・社会連携課経済支援係の連絡先を予め登録しておく等、大学からの連絡が取れる状態にしておいてください。

前学期(新制度)用

Web 入力手引き

次の流れに従って、Web 入力を完了させてください。

Web 入力画面アクセス方法

1. 学務課 HP（マイページ）のログイン

URL にアクセスし、ユーザー名・パスワードを入力のうえログインする。
https://portal.student.kit.ac.jp/ead/

2. 申請メニューに移動

①マイページ → ②各種申請 → ③入学料・授業料免除等申請 の順にクリックする。

次のページにすすむ

Web 入力方法

A.　＜新規申請＞今回はじめて修学支援新制度の申請を行う人（これまでに修学支援新制度に申請し、基準を満たさず不採用となった人を含む）は下にすすむ

B.　＜継続申請＞すでに修学支援新制度の対象者として採用されている人は 7 ページにすすむ

1. Web 入力

A.　今回はじめて修学支援新制度の申請を行う人（これまでに修学支援新制度に申請し、基準を満たさず不採用となった人を含む）

高等教育の修学支援新制度を申請＜新規申請＞する方は「①申請する」を、高等教育の修学支援新制度（家計急変）＜新規申請＞を申請する方は「②申請する」をクリックする。

※「高等教育の修学支援新制度」と「授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。

次のページにすすむ

①②高等教育の修学支援新制度を申請する

<新規申請の場合>

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除及び徴収猶予申請

申請対象情報	
種別	[●● 年度● 学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時～●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
・この申請の入力事項は事実と相違ありません。なお、入力事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
・授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
・京都工芸繊維大学入学後、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

□申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。

内容を確認しチェックを入れると申請入力情報が表示されます。

申請入力情報

1. 過去に修学支援新制度の支援を受けたことがありますか。 *

○受けたことがある ○受けたことがない

支援を受けた学校名と支援期間を入力してください。
学校名：
期間（月数）：　年　月～　年　月（　ヶ月）

受けたことがないを選択すると表示されません。

2. 過去に修学支援新制度の入学料減免を受けたことがありますか。 *

1. で「受けたことがある」を選択した場合に回答してください。

○受けたことがある ○受けたことがない

3.の質問は、特段の理由がない限り「授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定」を選択してください。

授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定を選択した場合

3. 日本学生支援機構給付奨学金申請状況について、該当するものを1つ選択してください。 *

授業料等減免を受けようとする場合、特段の事由が無い限り給付奨学金の申請が必須です。特段の事由により申請しない場合、別途大学が指定する書類を提出する必要があります。

○高校等で予約採用に申込済み
○編入元大学等で採用済
○授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定
○給付奨学金を申請しない

□私は、特段の事由がない場合、給付奨学金への申請が必須であることを承知しています。
所定の期日までに給付奨学金の申請を行わない場合、この授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱われることについて了承します。

内容を確認しチェックを入れてください。

給付奨学金を申請しないを選択した場合

3. 日本学生支援機構給付奨学金申請状況について、該当するものを1つ選択してください。 *

授業料等減免を受けようとする場合、特段の事由が無い限り給付奨学金の申請が必須です。特段の事由により申請しない場合、別途大学が指定する書類を提出する必要があります。

○高校等で予約採用に申込済み
○編入元大学等で採用済
○授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定
○給付奨学金を申請しない

申請しない特段の事由：

原則として、給付奨学金を申請しなければ授業料等減免を受けられません。何らかの特段の理由がある場合は、その理由を入力してください。

4. 学修状況の計画について各項目200字～400字程度で入力してください。

4-1. 学修の目的（将来の展望を含む。） *

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容を入力してください。
（1）将来に就きたい職業(業種)があり、その職業(業種)に就くための知識の習得や資格を取得するため。
（2）興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
（3）将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

各項目 200 字～400 字で入力しないとエラーになります。

4-2. 前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを入力してください。 *

4-3. あなたは、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。 *

○卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある
○卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない

どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているかを入力してください。

卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がない場合、学修意欲がないと判断されることがあります。

5. ●● 年度《免除申請対象学期の前年度》1年間における履修科目の出席率を入力してください。 *

○0%～10%以下 ○10%超～50%以下 ○50%超～80%以下 ○80%超～100%

出席率が 50%以下の場合、基準を満たしていないため、修学支援新制度を受けられません。

一時保存

入力内容確認

入力完了後、クリック

次のページに進む

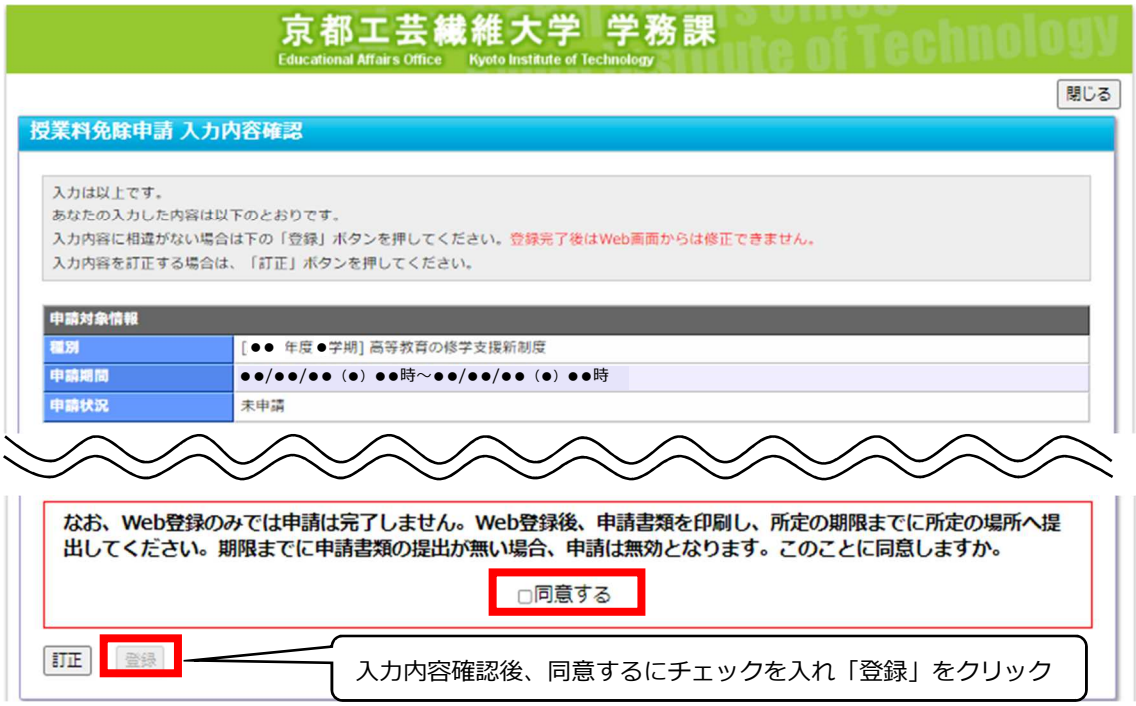
京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology
閉じる
授業料免除申請 入力内容確認
入力は以上です。
あなたの入力した内容は以下のとおりです。
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。
申請対象情報
種別
[●● 年度●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間
●●/●●/●● (●) ●●時～●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況
未申請
なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。
□同意する
訂正
登録
入力内容確認後、同意するにチェックを入れ「登録」をクリック

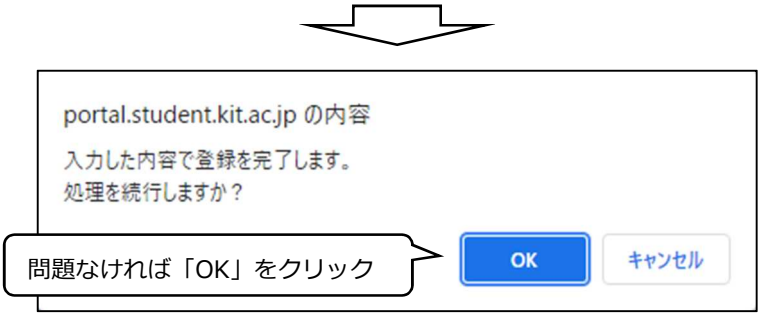
portal.student.kit.ac.jp の内容
入力した内容で登録を完了します。
処理を続行しますか？
問題なければ「OK」をクリック
OK
キャンセル

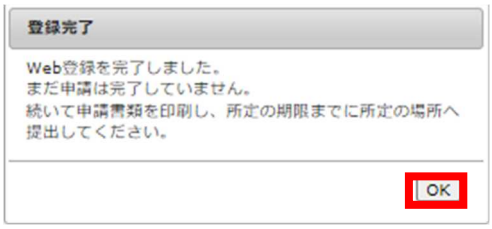
登録完了
Web登録を完了しました。
まだ申請は完了していません。
続いて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。
OK

次のページにすすむ

2. 申請書類の提出

Web 入力のみでは申請は完了しません。Web 入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の書類を、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。

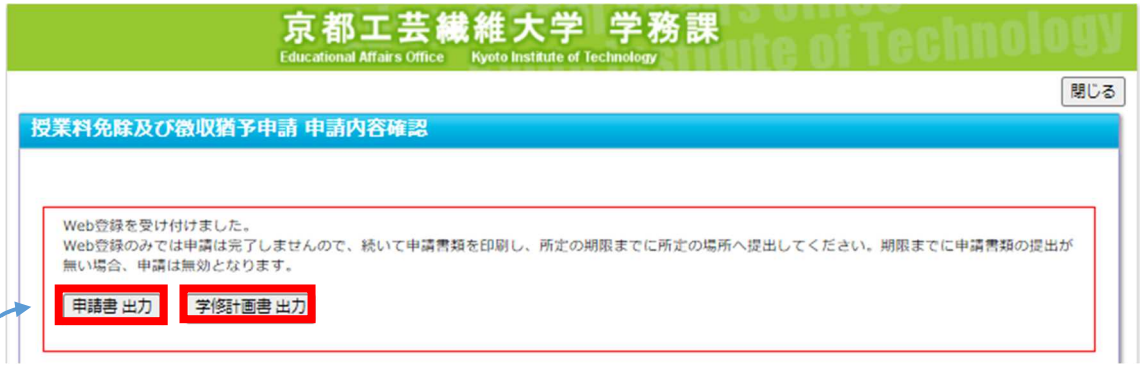

「申請書出力」「学修計画書出力」をクリックすると PDF ファイルがダウンロードされます。ダウンロードした PDF ファイルを A4 サイズで印刷し、申請要項に記載の書類を提出してください。

3. 注意事項

Web 入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）は Web から内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

＜問合せ先・提出先＞
〒606-8585
京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地
京都工芸繊維大学　学生支援・社会連携課経済支援係
TEL 075（724）7143/7150（土日及び祝日を除く 8:30～17:00）
E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

1.Web 入力

B. すでに修学支援新制度の対象者として採用されている人

高等教育の修学支援新制度を申請＜継続申請＞する方は「①申請する」を、高等教育の修学支援新制度（家計急変）＜継続申請＞を申請する方は「②申請する」をクリックする。

※「高等教育の修学支援新制度」と「授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。

次のページにすすむ

①②高等教育の修学支援新制度を申請する

＜継続申請の場合＞

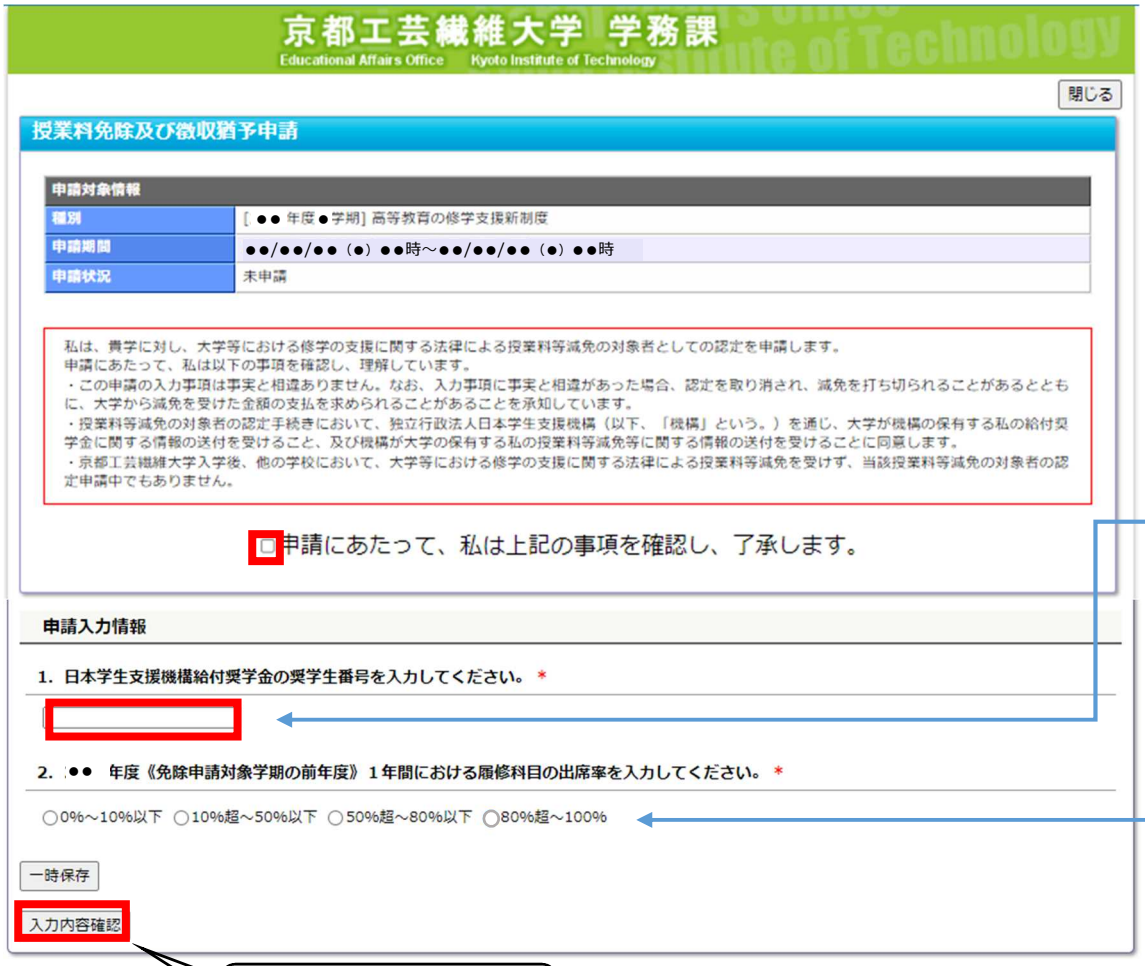

現在受給中の給付奨学金の奨学生番号（「5」から始まる 11 桁）を入力してください。
奨学生番号は奨学生証で確認できます。
わからない場合、学生支援・社会連携課経済支援係にお問い合わせください。

出席率が 50%以下の場合、基準を満たしていないため、修学支援新制度を受けられません。

入力完了後、クリック

次のページにすすむ

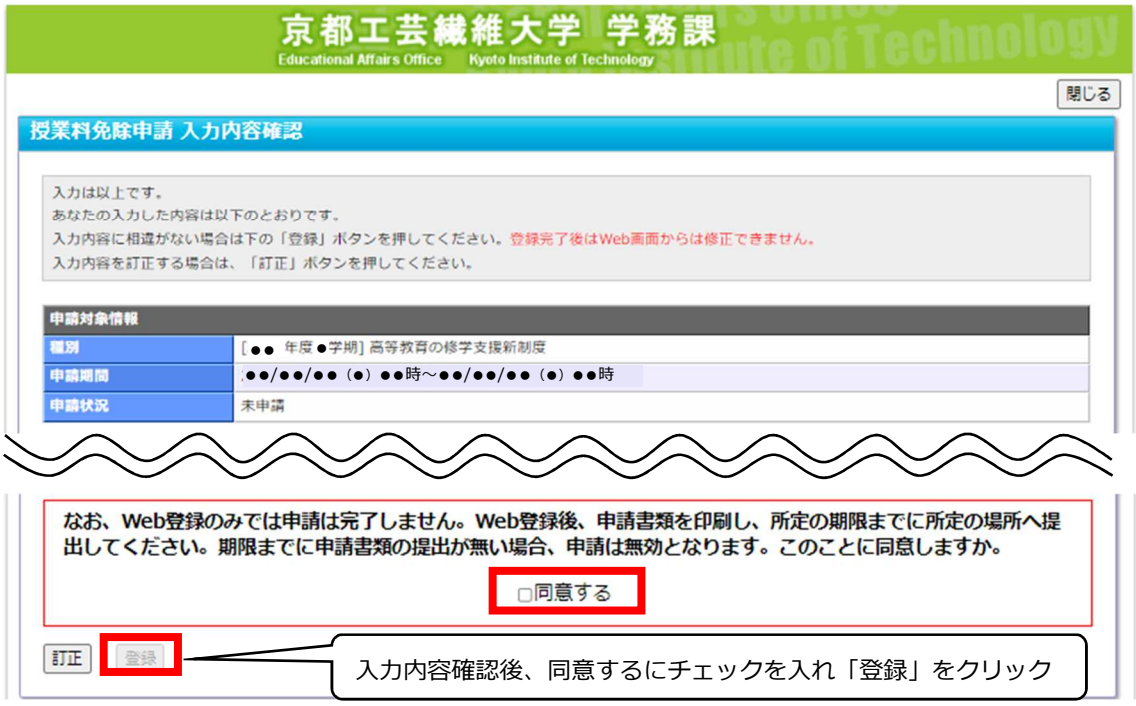
京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology
閉じる
授業料免除申請 入力内容確認
入力は以上です。
あなたの入力した内容は以下のとおりです。
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。
申請対象情報
種別
[●● 年度●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間
●●/●●/●● (●) ●●時～●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況
未申請
なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。
同意する
訂正
登録
入力内容確認後、同意するにチェックを入れ「登録」をクリック

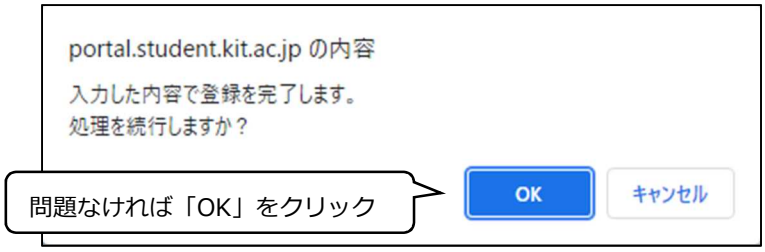
portal.student.kit.ac.jp の内容
入力した内容で登録を完了します。
処理を続行しますか？
問題なければ「OK」をクリック
OK
キャンセル

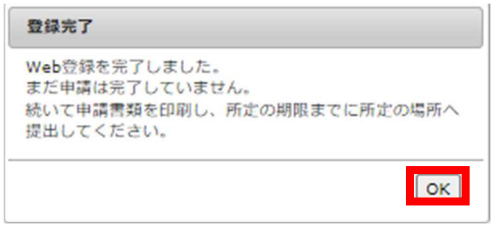
登録完了
Web登録を完了しました。
まだ申請は完了していません。
続いて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。
OK

次のページにすすむ

2. 申請書類の提出

Web 入力のみでは申請は完了しません。Web 入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の書類を、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。

「申請書出力」をクリックすると PDF ファイルがダウンロードされます。
ダウンロードした PDF ファイルを A4 サイズで印刷し、申請要項に記載の書類を提出してください。

3. 注意事項

Web 入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）は Web から内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

＜問合せ先・提出先＞
〒606-8585
京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地
京都工芸繊維大学　学生支援・社会連携課経済支援係
TEL 075（724）7143/7150（土日及び祝日を除く 8:30～17:00）
E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp